

# 松阪市国土強靱化地域計画



松阪市

令和2年3月策定

令和6年3月改定

# 目 次

## 計画の基本構成

<b>1 計画の策定趣旨、位置づけ</b>	
(1) 計画の策定趣旨.....	3
(2) 計画の位置づけ.....	3
(3) 計画の期間.....	4
<b>2 松阪市の国土強靱化の基本的考え方</b>	
(1) 松阪市の地域特性と災害リスク.....	5
(2) 基本的な方針.....	7
(3) 基本目標と事前に備えるべき目標.....	8
(4) 基本的な進め方.....	9
(5) 計画の着実な推進に向けて.....	10
<b>3 脆弱性評価</b>	
(1) 対象とする災害（リスク）.....	11
(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	13
(3) 政策分野の設定.....	14
<b>4 推進すべき施策プログラム</b>	
(1) 松阪市の強靱化に向けた施策プログラム.....	15

# 1 計画の策定趣旨、位置づけ

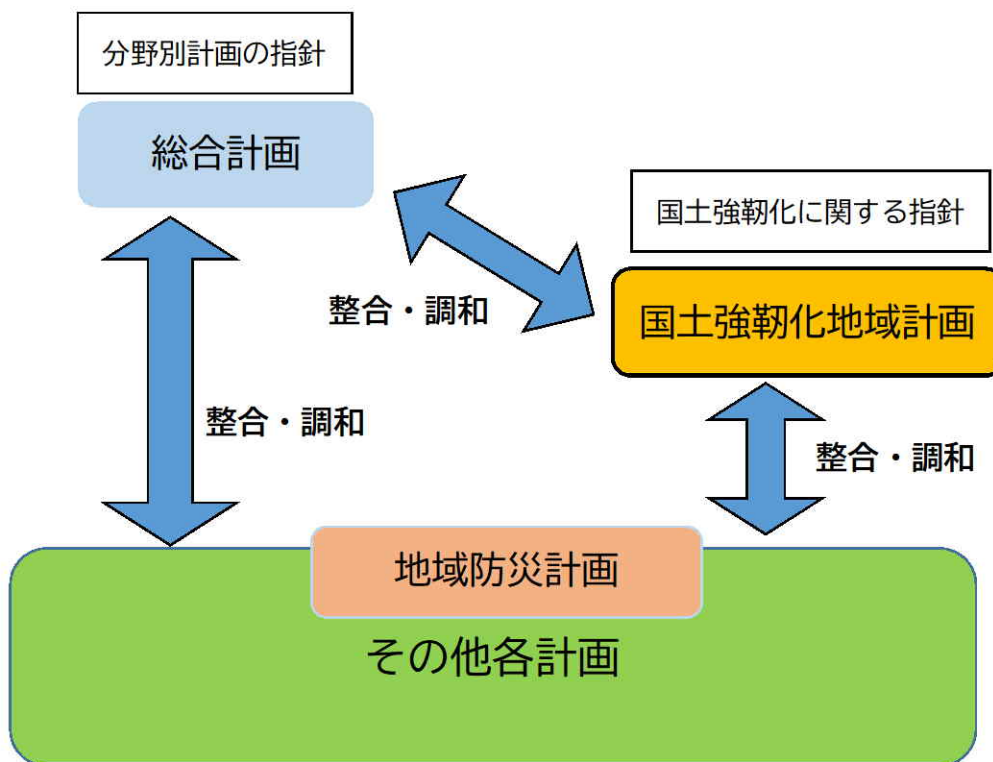
## (1) 計画の策定趣旨

本市においては、南海トラフ地震の発生が懸念され、また近年の台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となっていることから、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっており、このような大規模自然災害が発生した場合でも市民の生命や財産を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となる強靱なまちづくりを推進するために、国や県、近隣市町など関係者相互の連携のもと、松阪市における地域の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として「松阪市国土強靱化地域計画（以下、「本地域計画」という）」を策定する。

## (2) 計画の位置づけ

国土強靱化基本法（第13条）に基づく国土強靱化地域計画であり、松阪市における地域の強靱化に関し、本市の総合計画や地域防災計画の関連計画と整合・調和を図りつつ、策定・推進するものである。

### <総合計画及び分野別計画との関係>



#### 国土強靱化基本法第十三条（国土強靱化地域計画）

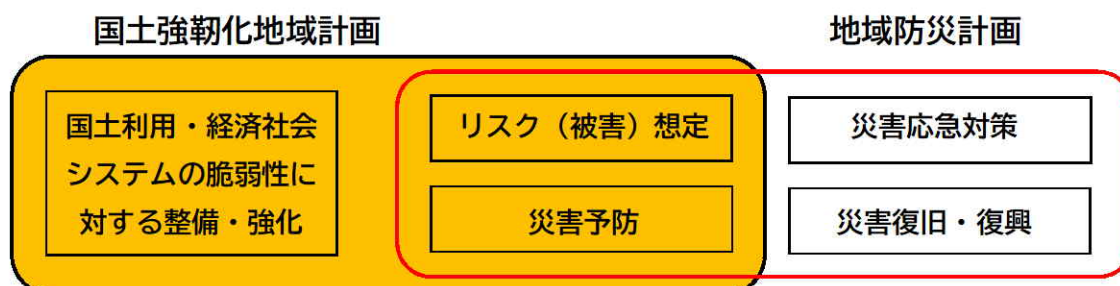
都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

### < 国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較 >

国土強靱化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の前提	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	災害ごとの被害想定
計画内容	脆弱性評価、事前に取り組む施策	事前の取り組み、事後の対応策

### < 国土強靱化地域計画と地域防災計画の計画内容 >



### (3) 計画の期間

本地域計画は、国土強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の社会情勢等の変化や、国土強靱化施策の推進方針等を考慮し、概ね10年後を見据えつつ、松阪市総合計画の周期に合わせ調整することとし、計画期間を令和6年度から令和9年度までとする。

## 2 松阪市の国土強靱化の基本的考え方

### (1) 松阪市の地域特性と災害リスク

多様な大規模自然災害で想定されるリスクを特定し、事前に備えておくことで市民の生命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持、迅速な復旧復興を可能にする。

また、本市の地域特性等を活かし、国全体の強靱化に寄与する。

#### 松阪市の地域特性

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、総面積 623.58 km<sup>2</sup>でこの内森林が多くの割合を占める東西約 50km、南北約 37km と東西に長く延びる広大な市域となっている。北には雲出川を隔てて津市、南は明和町、多気町、大台町と接しており、東は伊勢湾と沿岸の伊勢平野、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県と接しており、西から東へ櫛田川が市域のほぼ全域を横断する形で流れている。

総人口は、令和 2 年国勢調査（2020）では 159,145 人で高齢化率は 30.3% であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると 2045（R27）年には 127,382 人、高齢化率 39.0% となる推計が出ている。

#### ◆災害の特徴

##### <風水害>

三重県では局地的な集中豪雨や台風による水害が毎年のように発生しており、本市でも河川氾濫や内水氾濫による床上・床下浸水、道路や耕地の冠水被害等が度々発生している。また、市域の約 7 割が山岳地帯であることから、土石流や急傾斜地の崩壊等の土砂災害が懸念されるほか、強風での倒木等による道路障害や長期間の停電被害など、社会生活への影響も生じている。

過去には、特に 1959 年（昭和 34 年）の伊勢湾台風や、1982 年（昭和 57 年）の梅雨前線と台風第 10 号による大雨において、死者・行方不明者が発生するとともに、多数の住家で浸水被害が発生している。近年では、本市に初めて大雨特別警報が発表された 2014 年（平成 26 年）の台風第 11 号（平成 26 年 8 月豪雨）や、2017 年（平成 29 年）の台風第 21 号などで水害等による被害が発生している。

発生年	本市での過去の主な風水害
2018 年（H30）	台風第 21 号による豪雨・暴風
2017 年（H29）	台風第 21 号による豪雨
2015 年（H27）	台風第 15 号による豪雨
2014 年（H26）	台風第 11 号による豪雨（平成 26 年 8 月豪雨）
2011 年（H23）	台風第 12 号による豪雨
2004 年（H16）	台風第 21 号による豪雨

1982年（S57）	梅雨前線、台風第10号及び低気圧による暴風雨と大雨
1959年（S34）	台風第15号（伊勢湾台風）

<地震・津波>

三重県では、南海トラフで発生する地震や内陸直下型地震による被害が度々発生している。特に、南海トラフで発生する地震では、激しい揺れに加えて、沿岸部での津波被害が懸念されている。

過去には、特に1944年（昭和19年）に発生した昭和東南海地震において、地震と津波による大きな被害が生じた。

本市での近年の主な地震	発生年	規模	震源
昭和東南海地震	1944年（S19）	M7.9	熊野灘沖
昭和南海地震	1946年（S21）	M8.0	潮岬南方
東海道沖地震	2004年（H16）	M7.4	東海道沖・紀伊半島沖
三重県中部を震源とする地震	2007年（H19）	M5.4	三重県中部

## (2) 基本的な方針

### ○改定の方向性

令和5年7月27日に改定された国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画に基づき、次のような情勢の変化を踏まえながら改定を行う。

本市においては、南海トラフ地震の発生と台風に伴う大雨等の被害が想定されることから、大規模自然災害等に対する事前防災や減災の取り組みが重要となっている。特に、地球温暖化の影響と思われる降雨量の増加や台風の強大化など、気候変動リスクを踏まえた対策は急務であり、ポストコロナの生活様式の社会浸透など、国土強靱化を取り巻く情勢は急速に変化している。またSDGs（持続可能な開発目標）や、GX（グリーン・トランスフォーメーション）の実現を図ることが求められている。こうした情勢から、災害対応を迅速かつ適切に行うためにも、地域における防災力の一層の強化や、デジタル技術の活用を積極的に行うなど、時代に対応した国土強靱化の取り組みを推進する。

松阪市の国土強靱化は、これらを踏まえながら、国土強靱化基本計画に掲げる基本的な方針に基づき進めるほか、本地域計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下の事項を基本的な方針として推進する。

#### ①市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

- ・ 防災施設整備等のハード対策、訓練等のソフト対策の適切な組み合わせ
- ・ 施設や土地等の効率的、効果的な維持管理

#### ②経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

- ・ 経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ・ SDGs や GX、制度等を考慮しながら長期的視野を持った計画的な取組の推進
- ・ 既存の社会資本の有効活用

#### ③デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

- ・ デジタル技術の活用促進

#### ④災害時における事業継続性確保をはじめとした公民連携強化

- ・ 国・県、市民、民間事業者との役割分担と連携協力
- ・ 民間資金の積極的活用

#### ⑤地域における防災力の一層の強化

- ・ 地域間連携の強化、地域の防災力の一層の向上
- ・ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備

### (3) 基本目標と事前に備えるべき目標

国土強靱化基本計画に定める目標と調和を図りながら、三重県国土強靱化地域計画との連携を考慮したうえで本市における基本目標と、大規模自然災害を想定した事前に備えるべき目標を以下のとおり設定します。

#### ① 基本目標の設定

- ・ 人命の保護が最大限図られること
- ・ 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・ 迅速な復旧復興

#### ② 事前に備えるべき目標

- ・ あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ・ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ・ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ・ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ・ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ・ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する



#### (4) 基本的な進め方

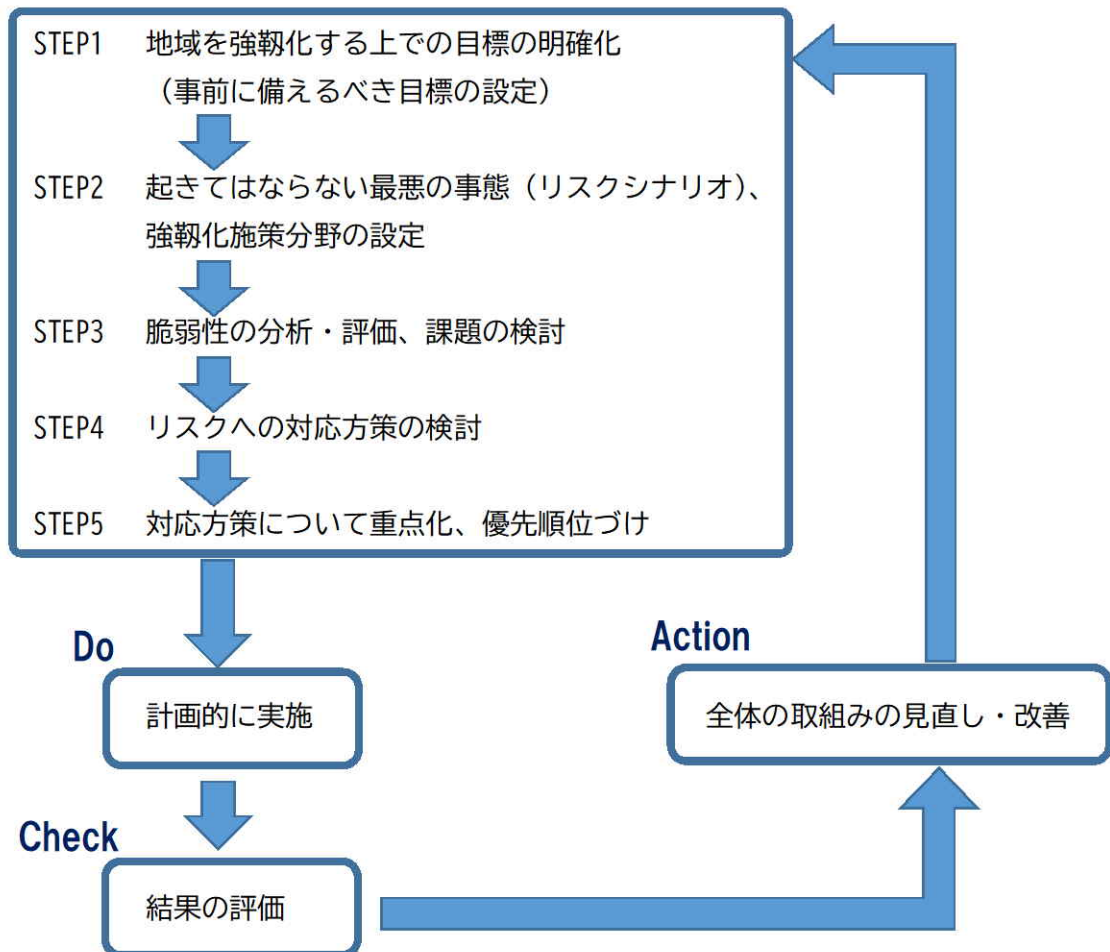
大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、松阪市の地域計画に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセス（基本法第9条第5項）である。

脆弱性評価に当たっては、国土強靱化基本計画の策定に際し、国が実施した評価方法を参考に実施する。

まず脆弱性を評価するため、想定するリスク「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行ったうえで、推進すべき施策プログラム策定する。

また、強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、下記のとおり PDCA サイクルを繰り返す。本地域計画の推進にあたっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含む計画の推進方策を策定し、予算編成や国への政策提案に結びつけ、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築する。

#### Plan



## (5) 計画の着実な推進に向けて

### ①推進体制

- ・ 計画の推進に当たっては、事務局を中心とした庁内での全横断的な体制のもと、三重県・国の関係組織や関係団体等と連携・協力し、計画に掲げる施策の進捗管理を効果的に実施する。

### ②計画の見直し等

- ・ 社会経済情勢の大きな変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとする。
- ・ 本地域計画は、松阪市の強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものであることから、松阪市地域防災計画をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せ、所要の検討を行い、本地域計画との整合性を図っていく。

### 3 脆弱性評価

#### (1) 対象とする災害（リスク）

本市においては、市内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を想定することとするが、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されていることから、当面南海トラフ地震災害を想定することとする。

また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向であること等を踏まえ、大規模自然災害のリスク低減に向けた本市の対応力についても併せて評価する。

#### ①市内における自然災害リスク

##### ・地震

想定地震	市内最大震度	備考
南海トラフ地震[過去最大クラス]	6強	
南海トラフ地震[理論上最大クラス]	7	
養老―桑名―四日市断層帯	6弱	
布引山地東縁断層帯（東部）	7	
頓宮断層	5強	

※「三重県 地震被害想定結果」（平成26年3月三重県防災対策部）より

##### ・津波

想定地震	最大津波高	備考
南海トラフ地震	3.8m	

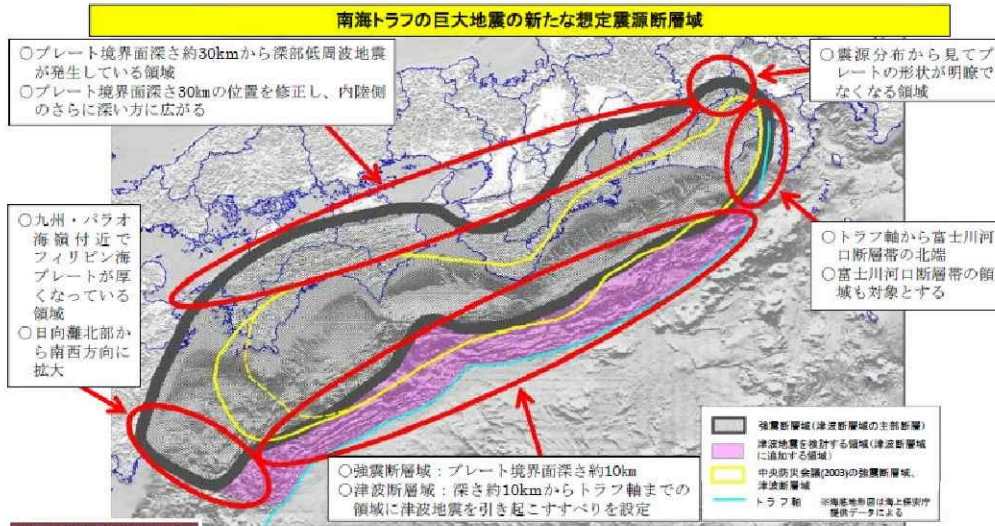
※「三重県 地震被害想定結果」（平成26年3月三重県防災対策部）より

##### ・風水害等

局地的集中豪雨、土砂災害、高潮・高波、強風

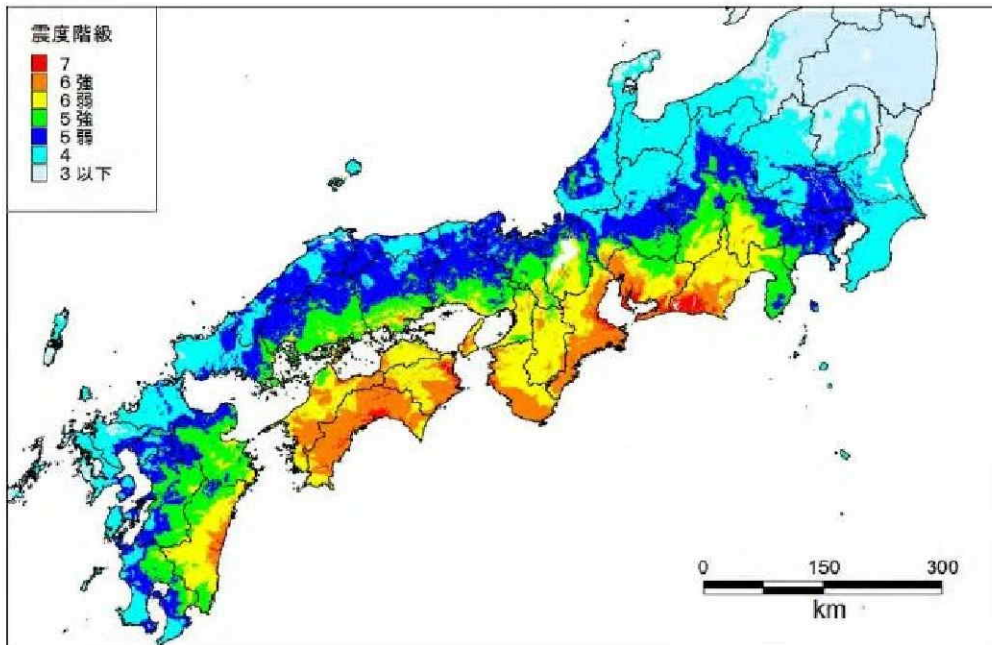
・南海トラフ地震

「南海トラフ巨大地震対策について（平成 25 年 5 月）」（中央防災会議）における想定断層及び地震動予測結果を以下に示す。



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南西トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 智利中部地震	中央防災会議(2003) 地震断層域
面積	約11万km <sup>2</sup>	約14万km <sup>2</sup>	約10万km <sup>2</sup> (約500km×約200km)	約18万km <sup>2</sup> (約1200km×約150km)	約8万km <sup>2</sup> (約400km×約140km)	約6.1万km <sup>2</sup>
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7



陸側ケースの震度分布

## (2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国土強靱化基本計画と三重県国土強靱化地域計画に設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を踏まえた上で、松阪市の地域特性等を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」に対する、28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

### 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られること  II. 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること  III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化  IV. 迅速な復旧復興	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### (3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組みは、5の施策分野に分けて整理する。横断的分野として、①リスクコミュニケーション、②耐震・老朽化対策の2分野を設定した。

	施策分野	分野ごとの主な施策	
個別 施策 分野	1) 行政施策	行政機能の維持に係る施策 住民の避難行動や避難場所に係る施策 消火・救助・救急に係る施策 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策	
	2) 住環境	住宅や建築物の安全に係る施策 上水道や下水道強化に係る施策	
	3) 保健医療・福祉	災害時の医療体制、保健衛生に係る施策 避難行動要支援者に係る施策	
	4) 産業	事業者の業務継続体制に係る施策 農業の基盤整備に係る施策	
	5) 国土保全	市街地や交通ネットワークの整備に係る施策 河川管理施設や海岸保全施設に係る整備や強化に係る施策	
	横断的 分野	1) リスクコミュニケーション	市民との防災意識の共有に係る施策
		2) 耐震化・老朽化対策	公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

## 4 推進すべき施策プログラム

### (1) 松阪市の強靱化に向けた施策プログラム

それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在実施している施策を特定し、また「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策が必要か検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理した。

またこれらの脆弱性評価の結果に対する施策プログラムと対応するリスクシナリオを明記することで、今後、松阪市の国土強靱化に向け、26の「起きてはならない最悪の事態」に対し、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを策定、数値目標を設定し、目標に沿った進捗管理を実施する。

脆弱性の評価結果及び推進方針は次ページ以降のとおりである。

施策分野ごとの脆弱性と推進方針				
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）
1	1)行政施策 ○防災体制の整備	・市職員一人一人が災害対応を円滑に実施できるよう、松阪市地域防災計画を周知徹底し、初動体制の強化を図る必要がある。	・市職員の初動体制の強化を図る。	防災計画の見直し・周知実施中（R5）
2	1)行政施策 ○防災体制の整備	・災害が発生した場合、迅速かつ適切な災害応急対策が必要である。そのためには被災状況など現状把握が重要であるため、市職員の災害対応能力を高め、全庁的に取り組むとともに、各部署と関係機関との連携強化が必要となってくるため、実践的な訓練等を継続的に実施していく必要がある。	・市災害対策本部体制の強化を図るため、行政、関係機関が一体となり防災訓練等を実施する。	実践的な防災訓練 実施中
3	1)行政施策 ○防災体制の整備	・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携が重要かつ不可欠であることから、関係機関と合同で実施している訓練をはじめとして、連携の強化を図る必要がある。	・県、自衛隊、警察、消防等の関係機関との連携強化のため、合同訓練を実施する。	総合防災訓練の実施 実施中 合同訓練の実施 実施中
4	1)行政施策 ○防災体制の整備	・津波対策の基本は「より早く」「より遠く」「より高く」であり、市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練等を継続して実施する必要がある。	・市民が安全かつ迅速に津波から避難できるよう、津波避難訓練を継続して実施する。	各地区の津波避難訓練への支援 実施中
5	1)行政施策 ○防災体制の整備	・市民が適切な避難行動がとれるよう、平常時から「高齢者等避難」「避難指示」等が発令された時の行動について、HP や広報掲載、出前講座等により周知・啓発を行う必要がある。	・市民一人一人が適切な避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する。	HP・広報掲載・出前講座の実施 実施中
6	1)行政施策 ○防災体制の整備	・最低限の活動に必要な燃料の備蓄を行うとともに、災害対応車両等への優先供給について、石油販売事業者や組合と協定締結を行っており、協定先である組合等との平常時から連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う必要がある。	・災害対応車両等への優先供給について協定を締結している石油販売事業者や組合との連携を強化し、燃料供給体制の強化を行う。	協定の締結 締結済
7	1)行政施策 ○防災体制の整備	河川又は海岸の洪水、雨水出水、津波又は洪水による水災から地域を守るため、水防計画を関係部署・関係機関・団体に周知させるとともに、毎年見直ししていく必要がある。また、水防体制の万全を期するため、実践に即した水防訓練を実施して、水防体制の確立を図る必要がある。	・水防計画について関係部署・関係機関・団体にて内容の確認作業を実施し、他の法令などの変更による修正、見直しを行う。また、消防団や住民自治協議会、インフラ事業者等、関係機関・団体が連携した水防訓練を毎年実施していく。	水防計画の見直し 松阪市防災会議の開催 水防訓練の実施 水防倉庫内備蓄品の点検 水防倉庫の維持管理、修繕及び必要に応じた更新
8	1)行政施策 ○学校等防災体制の整備	・保育園及び幼稚園において、園児及び職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。	・保育園及び幼稚園において、園児及び職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。	保育園・幼稚園での防災教育・防災訓練 実施中
9	1)行政施策 ○学校等防災体制の整備	・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。	・小・中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。	小・中学校での防災教育・防災訓練 実施中
10	1)行政施策 ○業務継続体制の整備	・住民情報システムのデータが外部データセンターに遠隔地保管され、システムの早期復旧体制が整備されており、今後、現行システムの安定的な運用を維持していくために、様々な検証等を行う必要がある。	・業務継続計画（BCP）に基づき庁舎代替施設について検証・検討する。	市の業務継続計画（BCP）の協議、検討 R4見直し済



指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																											
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6	
実施（毎年度）	防災対策課	4	●	●			●					●																	
継続（毎年度）	防災対策課	4	●	●			●					●																	
継続（毎年度）	防災対策課	7		●	●		●	●	●	●				●															
継続（毎年度）	防災対策課		1		●																								
継続（毎年度）	防災対策課	1			●																								
継続（毎年度）	防災対策課	3					●	●				●																	
継続（毎年度）	建設保全課 北部建設保全事 務所	2		●	●																								
継続（毎年度）	西部建設保全事 務所																												
継続（毎年度）																													
継続（毎年度）																													
継続（毎年度）	こども未来課	2		●	●																								
継続（毎年度）	学校支援課	2		●	●																								
継続（毎年度）	防災対策課	1										●																	

施策分野ごとの脆弱性と推進方針				
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）
11	1)行政施策 ○業務継続体制の整備	・業務継続計画（BCP）を策定し、非常時優先業務の見直しを計り各部局毎に、発災後の初動体制の確立を構築しているため、継続して業務継続計画（BCP）を全庁的に検証、協議していく必要がある。	・業務系システムの安定的な運用を維持していくために、全庁的、部局間での様々な連携による検証等を行う。	市の業務継続計画（BCP）の協議、検討 R4見直し済
12	1)行政施策 ○避難環境の整備	・地域住民の避難を支援し、津波避難困難地域を解消するため、避難困難地域内の住民が徒歩で辿り着ける場所に津波避難施設の建設、津波緊急一時避難ビルの指定を行う必要がある。	・津波避難施設の維持管理、津波緊急一時避難ビルの指定を行う。	津波避難計画の策定（H30） 津波避難施設（津波避難タワー）整備事業（国庫 社会資本整備総合交付金）
13	1)行政施策 ○避難環境の整備	・津波避難誘導に役立つ各種標識、海拔表示板等を計画的に設置し、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保する必要がある。	・地域住民等が津波から円滑に避難できるように、津波避難誘導看板等を設置する。	津波緊急一時避難ビル看板の設置
14	1)行政施策 ○避難環境の整備	・地震直後には、電力供給施設が麻痺し機能しない可能性があるため、停電時の暗い夜間においても円滑に避難できるように、避難路や避難場所にソーラー式の電光式避難所看板などを計画的に設置する必要がある。	・停電時の夜間においても円滑に避難できるように、避難路や避難場所にソーラー式LED避難誘導灯を設置する。	電光式避難所看板（自動開錠ボックス付）の設置率 89.1%（R4）
15	1)行政施策 ○避難環境の整備	・地域住民のそれぞれが主体として意識をもち、自主的な避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営体制を構築する必要がある。	・地域住民のそれぞれが主体として意識をもち、自主的な避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営訓練（HUG）等を実施する。	避難所運営訓練（HUG）の実施 実施中
16	1)行政施策 ○避難環境の整備	・三重県の「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」に基づく備蓄品の種類及び数量について、現状では数量が足りないことから、計画的に備蓄物資の充実を図る必要がある。	・災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実を図る。	災害用備蓄管理事業 実施中
17	1)行政施策 ○避難環境の整備	・建物倒壊や浸水等による備蓄物資の滅失や、道路寸断等による支給物資の遅れ等が懸念されることから、備蓄物資を効率的に配送・分配できるように、分散備蓄体制を整備する必要がある。	・備蓄物資を効率的に配送・分配できるように分散備蓄等を検討する。	分散備蓄等の検討
18	1)行政施策 ○消防活動体制の整備	・被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る必要がある。	・消防団員の訓練を実施するとともに、資機材等の充実強化を図る。	消防訓練の実施 消防団防災資機材等整備事業
19	1)行政施策 ○消防活動体制の整備	・消防団員は、条例に規定する定数を満たしてはならず、近年の少子化や就業形態の変化などにより、消防団員の継続的な確保が難しい状況にあるため、事業所等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める必要がある。	・事業所等の協力を得て消防団員の確保に努める。	消防団員数 1202名（R5）
20	1)行政施策 ○消防活動体制の整備	・火災による被害の軽減を図るため、計画的に消防団車両等の整備、効果的に耐震性貯水槽の設置を行い、地域防災力の向上を推進する必要がある。	・火災による被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、計画的に消防団車両等の整備、老朽化した耐震性貯水槽の更新を行う。	消防施設整備事業 ・消防団車両更新 ・耐震性貯水槽161 基
21	1)行政施策 ○消防活動体制の整備	・地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う必要がある。	・地震による火災でさらに被害が大きくなることから、市民に対し、火災予防の啓発を行う。	火災予防対策事業

指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																										
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6
継続（毎年度）	防災対策課 総務課 情報システム課 資産税課 市民税課 戸籍住民課 介護保険課 保険年金課 地域福祉課 障がい福祉課 高齢者支援課	1										●																
整備済（R4）	防災対策課	1		●																								
継続（毎年度）	防災対策課	1		●																								
100%（R9）	防災対策課	1		●																								
継続（毎年度）	防災対策課	1		●																								
継続（毎年度）	防災対策課	3						●	●							●												
継続（毎年度）	防災対策課	3						●	●							●												
継続（毎年度） 継続（毎年度）	消防団事務局	4	●	●			●	●																				
人員確保（条例 定数1420名） （随時）	消防団事務局	3	●	●			●																					
継続（毎年度）	消防団事務局	1		●																								
継続（毎年度）	消防団事務局	1		●																								

施策分野ごとの脆弱性と推進方針				
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）
22	1)行政施策 ○情報通信体制の整備	・松阪市防災情報システム等により情報収集し、防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。	・災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、情報伝達訓練を実施する。	情報伝達訓練の実施 実施中
23	1)行政施策 ○情報通信体制の整備	・防災行政無線による情報提供の多様化を図るため、デジタル化完了に伴い、情報提供媒体との県警が必要がある。	・市HP、松阪ナビ等情報提供媒体のさらなる構築	防災行政無線（同報系）整備事業（H20～）多重配信化（R4）
24	1)行政施策 ○情報通信体制の整備	・防災行政無線等によって災害情報を伝達する体制を整備しており、J-ALERT・三重県防災情報システムのL-ALERT機能による避難情報等の情報発信や、携帯電話に緊急速報メール等を配信するシステムを導入するなど、情報伝達の多重化を図る必要がある。	・J-ALERT・三重県防災情報システムのL-ALERT機能による避難指示等の情報発信やエリアメール、緊急速報メールによる緊急情報の発信を継続する。	エリアメール、緊急速報メールによる情報提供 実施中
25	1)行政施策 ○情報通信体制の整備	・地震等による被害や機器の故障等により、情報の途絶が考えられることから、三重県防災情報システムの情報通信手段の多重化・複数化を図る必要がある。	・県内全域で消防救急無線のデジタル化を共同整備し、適切な運用を進める。	消防救急無線整備事業 実施中
26	1)行政施策 ○情報通信体制の整備	・災害時には通信規制及び電話回線の損傷等により、一般電話や携帯電話による通信が困難になることが懸念されるため、衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。	・情報通信手段の多重化・複数化を図る。	衛星携帯電話等による情報伝達体制の整備 完了
27	1)行政施策 ○情報通信体制の整備	・災害時には、本市HPへの大量のアクセスにより、HPサーバーがダウンするおそれがあるため、キャッシュサイトの整備によりアクセスを分散させるなど、サーバーへの負荷の軽減に努める必要がある。	・キャッシュサイトなどの整備によりアクセスを分散させる。	Yahoo と協定の締結 締結済（H30）
28	1)行政施策 ○情報通信体制の整備	・災害による道路、橋梁等の被害情報を迅速かつ正確に収集・配信できるよう、関係機関被害情報の収集訓練等により、情報伝達体制の強化を図る必要がある。	・道路、橋梁等の被害情報の収集訓練や情報伝達ツールの活用等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。	・防災情報システムでの情報共有 ・道路通行規制状況などの情報共有
29	1)行政施策 ○受援体制の整備	・災害の影響が広範囲に及び場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と災害時支援協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策が実施できるよう、平常時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。	・災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を検証していく。	協定の締結 締結済 ・自治体間の相互応援協定の締結 ・民間事業者との災害時支援協定の締結
30	1)行政施策 ○受援体制の整備	・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる受入れ拠点及び活動拠点を選定する必要がある。	・自衛隊等の応援部隊の人員・資機材・物資・集積に必要となる活動拠点を検討する。	受援計画 策定済
31	1)行政施策 ○受援体制の整備	・大規模災害発生時における物資の供給や輸送等に関する協定を民間事業者等と締結しており、災害時においてさらなる迅速な調達・輸送が行えるよう、訓練等により連携を強化する必要がある。	・物資の供給や一時保管所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。	協定の締結 締結済 ・物資の供給に関する協定の締結
32	1)行政施策 ○受援体制の整備	・災害時に迅速かつ有効にボランティア活動ができるよう、災害ボランティアの拠点となる社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受援体制を整備する必要がある。	・ボランティアの受援体制を整備する。	受援計画 策定済
33	1)行政施策 ○受援体制の整備	近年多発する災害や懸念される南海トラフ地震などに備え、救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため国が策定する「くしの歯作戦」（道路啓開オペレーション計画）に則って国や県、警察、消防、事業者等と連携を図っていく必要がある。	・三重県道路啓開計画地区検討会・及び訓練へ参加し、市内のくしの歯ルートにおける道路啓開について国や県、警察、消防、事業者等と連携を図り災害時に備える。	三重県道路啓開計画地区検討会・及び訓練への参加 くしの歯ルートの選定 選定済（R5）

指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																										
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6
継続（毎年度）	防災対策課	4			●	●	●													●								
継続（毎年度）	防災対策課	2			●															●								
継続（毎年度）	防災対策課	2			●															●								
継続（毎年度）	消防団事務局	1																		●								
継続（毎年度）	防災対策課 情報システム課	1																		●								
継続（毎年度）	防災対策課 広報広聴課	1																		●								
継続（毎年度）	防災対策課 建設保全課 北部建設保全事 務所 西部建設保全事 務所	4	●	●		●		●																				
継続（毎年度）	防災対策課	9	●	●	●		●		●	●		●														●		●
継続（随時）	防災対策課	6					●	●	●	●															●		●	
継続（随時）	防災対策課	4							●	●															●		●	
継続（随時）	防災対策課 健康福祉総務課	5					●	●				●													●		●	
継続（毎年度）	建設保全課	9	●				●	●	●		●		●		●								●		●			
継続（毎年度）																												

施策分野ごとの脆弱性と推進方針				
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）
34	1)行政施策	○社会秩序の維持	・治安の悪化が懸念されることから、住民による犯罪抑止の見守りが必要であるため、自主防災組織に対して出前講座等により啓発を行う必要がある。	・治安の悪化が懸念されることから、住民による犯罪抑止の見守りが必要であるため、自主防災組織に対して啓発を行う。 出前講座の実施 実施中
35	1)行政施策	○エネルギーの有効活用	・南海トラフによる地震被害想定では停電率が89%であることから、大規模地震に備え、市有施設への自家発電設備等の導入を進める必要がある。	・今後、新たに建設する施設について、コスト面等を勘案した上で、自家発電設備等の導入を検討する。 太陽光発電を設置 4件 (R5)
36	2)住環境	○空き家の対策	・倒壊の恐れのある危険な空き家については、所有者自身により除却を進めてもらう必要がある。また、令和5年3月に策定した「第2次松阪市空家等対策計画」に基づき施策を進めていく必要がある。	・倒壊の恐れのある危険な空き家の所有者に対し、適切な管理を促すとともに、除却を支援する。また、令和5年3月に策定した「第2次松阪市空家等対策計画」に基づき施策を進め、災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。 空き家対策総合支援事業（国庫 住宅市街地総合整備事業）実施中 C判定空き家（実態調査にて「住めない空き家」と判定された空き家）の解消数 60軒（年）
37	2)住環境	○排水体制の整備	・下水道施設、ポンプ場、排水機場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。	・下水道施設、ポンプ場、排水機場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、防災体制の整備を推進する。 雨水施設ストックマネジメント事業実施中(国庫補助事業防災安全交付金事業) 浸水対策工事(国庫補助事業防災安全交付金事業) 効率的な雨水管理計画の策定(国庫補助事業防災安全交付金事業) 都市下水道施設整備事業(市単独事業) 都市下水道管理運営事業(市単独事業) 汚水管渠工事(国庫補助社会資本総合整備交付金事業)  地震対策工事(国庫補助事業防災安全交付金事業) 汚水施設ストックマネジメント事業(国庫補助事業防災安全交付金事業) 樋門・樋管等管理事業 調整池管理事業 水防施設管理事業 湛水防除施設管理事業 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業 湛水防除施設整備事業 土地改良施設維持管理適正化事業

指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																											
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6	
継続（毎年度）	防災対策課	1																											●
継続（随時）	財務課	4					●					●							●	●									
継続（毎年度）	建築開発課		●	●																									
300軒（R9までの累計）		2																											
継続（随時）	下水道建設課				●																								
継続（毎年度）	農村整備課																												
継続（毎年度）	建設保全課																												
継続（毎年度）	北部建設保全事務所																												
継続（毎年度）	西部建設保全事務所																												
完了（R28）																													
継続（毎年度）		2																											
継続（毎年度）																													
継続（毎年度）																													
継続（毎年度）																													
継続（毎年度）																													
継続（毎年度）																													
継続（随時）																													
継続（随時）																													

施策分野ごとの脆弱性と推進方針					
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）	
38	2)住環境	○排水体制の整備	・定期的な機器・水質の点検等、大規模災害に備えて、対策訓練等により防災力の向上を図る必要がある。	・定期的な機器・水質の点検及び、下水道業務継続計画（BCP）に基づく関係機関との協定締結、対策訓練等により防災力の向上を図る。	下水道業務継続計画（BCP）の策定 策定済（H27）
39	2)住環境	○排水体制の整備	・排水ポンプ等は、迅速かつ確実な操作が必要であるため、定期的に操作訓練と作動点検を行う必要がある。	・排水ポンプ等の操作訓練と作動点検訓練等を実施する。	運転及び点検の一部委託 締結済 （地元自治会、土地改良事業団体連合会、運転管理メンテナンス業者等）  操作研修、訓練（随時）  樋門・樋管等管理事業  調整池管理事業
40	2)住環境	○人材の確保	・災害により被災した建築物及び宅地からの二次災害を防止、軽減するために、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る必要がある。	・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行えるよう、県及び判定士との連携強化を図る。	協定の締結 締結済 ・松阪市地震等災害時の応急対策活動の協力に関する協定書（三重県建築士会松阪支部）
41	2)住環境	○人材の確保	・災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。	・災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しているが、訓練等により連携の強化を図る。	協定の締結 締結済 ・災害時における住家の被害認定に関する協定（県建築士事務所協会、県建築士会、日本建築家協会）  ・災害時における応急対策の協力に関する協定（（公社）三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）
42	2)住環境	○住宅対策	・応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定しておく必要がある。	・応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。	地域防災計画 策定済
43	2)住環境	○受援体制の整備	・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務の協定を関係機関等と締結しており、訓練等により連携の強化を図る必要がある。	・下水道施設の機能維持及び回復のための応急対策業務等の協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。	協定の締結 締結済 三重県市町災害応援協定
44	2)住環境	○受援体制の整備	・水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を関係機関と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。	・水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を締結している関係機関等と、平時より訓練等による連携の強化を図る。	協定の締結 締結済 防災協力事業者登録制度
45	2)住環境	○応急給水体制の強化	・地震等の災害が発生した場合の対応については、「上下水道部震災対策マニュアル」を基に年1回応急給水等の訓練を実施し、検証しており、引き続き訓練・検証を重ねマニュアルの見直しを行う必要がある。	・応急給水等の訓練を実施し、「上下水道部震災対策マニュアル」の見直しを行う。	上下水道部震災対策マニュアル 策定済
46	2)住環境	○応急給水体制の強化	・災害による断水等により、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣市町、関係機関との協力体制を整備しており、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。	・災害時に水の確保ができない場合に備え、平時より近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。	協定の締結 締結済 ・災害救助に必要な物資の供給に関する協定 ・災害時の相互物資援助に関する協定
47	2)住環境	○災害廃棄物対策	・災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定しておく必要がある。	・災害時のごみの仮置場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を検討する。	候補地 検討中



指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																											
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6	
更新（随時）	下水道建設課	2										●																	
継続（随時）	下水道建設課 農村整備課 建設保全課 北部建設保全事務所 西部建設保全事務所	1			●																								
継続（随時）																													
継続（毎年度）																													
継続（毎年度）																													
継続（毎年度）	防災対策課 建築開発課	1																								●			
継続（毎年度）	防災対策課 資産税課 市民税課	1																								●			
継続（毎年度）	防災対策課 住宅課	1																										●	
継続（毎年度）	下水道建設課	2										●																	
継続（毎年度）	上下水道総務課 水源管理課 上水道建設課	2															●						●						
改定（随時）	上下水道総務課	4							●	●							●						●						
継続（毎年度）	上下水道総務課	4							●	●		●					●												
継続（随時）	清掃事業課	1																									●		

施策分野ごとの脆弱性と推進方針					
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）	
48	2)住環境	○災害廃棄物対策	・災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないよう、県及び関係機関との連携体制を整備する必要がある。	・災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないよう、県及び関係機関との連携体制を整備する。住民自治協議会等と連携して廃棄物の収集や適切処理に努める。	協定の締結 締結済 三重県災害等廃棄物処理応援協定
49	2)住環境	○し尿処理体制の整備	・災害時に発生するし尿等を適切に処理できるよう、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する必要がある。	・災害時に発生するし尿等を適切に処理できるよう、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。	協定の締結 締結済 三重県災害等廃棄物処理応援協定
50	3)保健医療・福祉	○保健・医療体制の整備	・大規模災害時の健康危機管理に対し、医療活動が迅速かつ適切に行えるよう関係機関による連携体制の充実強化を図る必要がある。	・松阪保健所（三重県）、災害拠点病院、松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区薬剤師会等関係機関と連携し、災害時の医療体制の構築・維持が図れるための確認・協議を継続する。	災害医療救護活動に関する協議
51	3)保健医療・福祉	○保健・医療体制の整備	・南海トラフによる地震被害想定では、避難所への避難者（1日後）の大量発生が想定されていることから、避難所等被災者の衛生的な生活環境を確保するとともに、感染症の発生と流行を防止するために、県及び関係機関と連携し予防接種法に基づく臨時接種を実施する必要がある。	・臨時接種の実施が決定次第、早期に臨時接種実施体制を整える。	予防接種法に基づく臨時接種 実施
52	3)保健医療・福祉	○保健・医療体制の整備	・避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、県及び関係機関と連携し、うがい薬、マスクや手指消毒剤の配布を行うとともに、感染症・食中毒等の予防教育及び保健指導を行う必要がある。	・避難所管理者等との連携のもと避難所における感染症・食中毒・生活不活発病等の予防対策のための教育及び保健指導を行う。	災害時保健指導の実施体制整備
53	3)保健医療・福祉	○保健・医療体制の整備	・被災者は心身ともに疲労していることが予想されるため、健康相談等ができる相談窓口を設置し、また避難所及び応急仮設住宅等を巡回し被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する必要がある。	・県及び関係機関や外部支援機関と連携し被災者の健康管理を行う。	被災者の健康相談支援体制整備
54	3)保健医療・福祉	○保健・医療体制の整備	・「松阪市地域防災計画」に基づき、日頃より医薬品や保健衛生用資機材等の備蓄に努めるとともに、他府県や他市町村からの援護物資（医薬品等）の活用を図るため、県及び関係機関と連携し、その受け入れ体制及び供給体制を整備する必要がある。	・「松阪市地域防災計画」に基づき、県や関係機関と連携して医薬品等の確保と供給体制を整備する。	医療救護所設置及び活動要領 作成中
55	3)保健医療・福祉	○保健・医療体制の整備	・避難所や応急仮設住宅等を巡回し、被災者のこころのケア対策を実施するとともに、支援窓口を案内する等の相談業務を行う必要がある。	・被災者のこころのケア対策ができる体制を整備する。	災害時こころのケア実施体制整備
56	3)保健医療・福祉	○保健・医療体制の整備	・抵抗力の衰え等から感染症に罹りやすくなるため、口腔衛生や手洗い等の衛生環境の整備を図る必要がある。	・被災時の感染予防対策に必要な環境を整備する	避難生活における健康管理
57	3)保健医療・福祉	○保健・医療体制の整備	・災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定を締結しており、災害時に迅速な調達が行えるよう、関係組織との連携を強化する必要がある。	・災害時に迅速に福祉用具等物資の調達が行えるよう、関係組織との連携を強化する。	災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定を締結済（H30）
58	3)保健医療・福祉	○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備	・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し情報提供を行っており、少なくとも年1回定期的に更新し、名簿を最新の状態に保つ必要がある。	・避難行動要支援者名簿を作成・更新する。 ・個別避難計画の作成	避難行動要支援者名簿の更新 1回/年
59	3)保健医療・福祉	○避難行動要支援者等に対する支援体制の整備	・民間施設との協定により福祉避難所として41法人82施設を指定しているものの、要配慮者の特性を考慮し、さらなる指定施設の増加に努める必要がある。	・福祉避難所の指定数を増やすための方策を検討する。	福祉避難所の指定数82施設（R4）

指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																										
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6
継続（毎年度）	清掃事業課	1																									●	
継続（毎年度）	環境課	1																			●							
継続（毎年度）	健康づくり課	3		●		●	●																					
実施（随時）	健康づくり課	1									●																	
継続（随時）	健康づくり課	1									●																	
継続（随時）	健康づくり課	1									●																	
作成及び改正（随時）	健康づくり課	4				●	●	●	●																			
継続（随時）	健康づくり課	1																									●	
継続（随時）	健康づくり課	1																									●	
継続（随時）	介護保険課	1								●																		
継続（毎年度）	防災対策課	4	●	●	●														●									
指定（随時）	介護保険課 障がい福祉課	3	●	●	●																							

施策分野ごとの脆弱性と推進方針					
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）	
60	3)保健医療・福祉	○健康・福祉のまちづくりの推進	・一人でも多くの人が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。	・災害発生時において、一人でも多くの人が自力で避難できるよう、健康づくり・介護予防を推進する。	健康増進事業（健康教室等）実施中 介護予防事業 実施中
61	3)保健医療・福祉	○健康・福祉のまちづくりの推進	・避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。	・認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行う。	認知症サポーター養成講座等の実施 認知症サポーター数27,938人（R4）
62	3)保健医療・福祉	○遺体収容体制の整備	・平成26年3月三重県公表の南海トラフによる地震被害想定では、死者数は約1,100人（過去最大クラス）が想定されており、遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等、円滑に対応できる体制を整備する必要がある。	・遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等、円滑に対応できる体制を整備する。	遺体安置場所の安置可能数の確認
63	3)保健医療・福祉	○防疫体制の整備	・衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な人員、薬剤、資機材等が不足する場合に備え、県及び近隣市町に応援要請を行うとともに薬剤の調達やボランティアの活用等ができる体制を整備する必要がある。	・衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な人員、薬剤、資機材等が不足する場合に備え、県及び近隣市町に応援要請を行うとともに薬剤の調達やボランティアの活用等ができる体制を整備する。	三重県広域火葬計画 策定済
64	4)産業	○農業基盤の整備	・農業用ため池の老朽化が激しいため、決壊による被害の防止や軽減を図るよう整備の必要がある。	・農業用ため池の整備を推進する。	県営ため池等整備計画事業 県営ため池等整備事業
65	4)産業	○農業基盤の整備	・農業水利施設が損傷・損壊した場合、農業被害が懸念されることから、平常時より施設の適正な維持管理を実施し、施設の計画的な長寿命化を図る必要がある。	・農業水利施設の長寿命化のため、施設の適正な維持管理を実施する。	多面的機能支払交付金事業 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 県営基幹水利施設ストックマネジメント計画事業 土地改良施設維持管理適正化事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金事業費 県単土地改良事業
66	4)産業	○農業担い手の支援	・農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後さらに耕作放棄地の増加が懸念されることから、経営安定化や新たな担い手を育成・確保する必要がある。	・農業の経営安定化や新たな担い手を育成・確保する。	農業次世代人材投資事業（経営開始型） 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業
67	4)産業	○有害鳥獣の対策	・野生鳥獣による農林水産業被害により、農地・森林等の荒廃の拡大を防止するための有害鳥獣対策を図る必要がある。	・農地の荒廃の拡大を防止するため、有害鳥獣対策を実施する。	有害鳥獣対策事業（国補交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金）
68	4)産業	○業務継続体制の整備	・大規模災害時には業務の継続、早期復旧が難しくなるおそれがあることから、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する必要がある。	・関係団体との連携により、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。	関係団体と協議中
69	4)産業	○業務継続体制の整備	・災害時には事業者に対して、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。	・災害時には事業者に対して、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。	制度について調査研究中

指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																										
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6
継続（毎年度）	健康づくり課 高齢者支援課			●																								
継続（毎年度）		1																										
継続（毎年度）	高齢者支援課																											●
継続（毎年度）		1																										
確認（随時）	環境課										●																	
確認（随時）		1																										
継続（毎年度）	環境課										●																	
継続（毎年度）		1																										
継続（随時）	農村整備課				●	●												●										
継続（随時）		3																										
継続（毎年度）	農村整備課																●	●	●									
継続（随時）																												
継続（随時）		3																										
継続（随時）																												
継続（随時）																												
継続（随時）																												
継続（随時）																												
継続（毎年度）	農水振興課															●		●										
継続（毎年度）		2																										
継続（毎年度）	農水振興課																	●										
継続（毎年度）		1																										
継続（毎年度）	商工政策課 企業誘致連携課												●								●							
継続（毎年度）		2																										
継続（毎年度）	商工政策課												●		●		●											
継続（毎年度）		3																										

施策分野ごとの脆弱性と推進方針				
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）
70	5)国土保全 ○道路・橋梁の整備	・道路が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかける必要がある。	・主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に要望し整備を行う。	街路事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率0%(R5)  地方創生道整備事業（国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業）進捗率70%(R5)  道路整備単独事業（市単独事業）実施中  道路ネットワーク整備事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率0%(R5)  踏切道改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 0%（R5）  東出線道路改良事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率70%(R5)  国・県への要望活動
71	5)国土保全 ○道路・橋梁の整備	・本市の緊急輸送道路の中勢バイパス、南勢バイパス、国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他は、災害時の医療活動、物資輸送、緊急時の搬送等に重要なルートであることから、関係市町と連携し、立体化、4車線化、6車線化や無電柱化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行い、整備促進を図る必要がある。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。	・関係市町と連携し、中勢バイパス、南勢バイパス、国道42号松阪多気バイパス、松阪第2環状線、六軒鎌田線他の立体化4車線化6車線化の早期実現に向け、継続して国に対し要望を行う。また、他の緊急輸送道路についても、早期整備のために国や県と連携し緊急性の高いものから整備を行う必要がある。	国・県への要望活動
72	5)国土保全 ○道路・橋梁の整備	・平成27年3月三重県公表による津波浸水想定では、緊急輸送ルートである国道23号、国道42号松阪多気バイパスにおいて沿岸部の広範囲で、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートについても検討する必要がある。	・緊急輸送ルートである国道23号、国道42号の沿岸部は、津波による浸水が予測されており、代替輸送ルートについても検討する。	代替輸送ルート 指定済
73	5)国土保全 ○道路・橋梁の整備	・橋梁やトンネルが損壊した場合、被害の拡大が避けられないことから、長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕と重要幹線道路に架かる橋梁の耐震化を行う必要がある。	・橋梁やトンネルの定期点検に基づく、修繕と耐震化を推進する。	橋りょう長寿命化事業（道路更新防災等対策事業費補助）実施中  橋りょう耐震対策事業（国庫補助社会資本整備総合交付金事業）進捗率81%（R5）  橋梁長寿命化耐震事業（老朽化対策事業）実施中  橋梁長寿命化定期点検事業 点検率100%(R1)

指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																											
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6	
10%(R9)	土木課 建設総務課						●	●	●	●			●		●						●	●					●		
100%(R6)																													
整備継続（毎年度）																													
100%（R9）		9																											
100%(R6)																													
継続（毎年度）																													
継続（毎年度）	土木課 建設総務課						●	●	●	●			●		●						●	●					●		
継続（随時）	土木課 防災対策課 建設保全課							●	●				●								●								
継続（毎年度）	土木課 林業振興課 農村整備課						●	●	●	●					●								●						
96%（R9）																													
継続（随時）		6																											
継続（随時）																													

施策分野ごとの脆弱性と推進方針				
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）
74	5)国土保全 ○道路・橋梁の整備	・地域における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及びライフラインの適正な保全対策を講じる必要がある。	・森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備、治山事業等を推進し、森林の適正な管理につとめる。また、交通ネットワーク、ライフライン等の断絶が及ぼす地域の孤立を防止するため、集落の活性化や森林・農地・里山・ライフラインの保全などの取組により、総合的に地域の防災力向上を推進する。	林道トロセ線開設工事(国庫補助 地方創生道整備推進交付金事業) 進捗率70%(R5) 災害からライフラインを守る事前伐採事業(県交付金事業) 里山の森林安全安心対策事業(県交付金事業) 流域防災機能強化対策事業(県交付金事業) 道路整備単独事業(市単独事業)実施中
75	5)国土保全 ○道路・橋梁の整備	災害発生時に救援物資や人的支援の輸送ルートとなる緊急輸送道路について、健全に機能できるよう維持修繕に努める必要がある。	・緊急輸送道路について維持修繕計画を作成し維持修繕に努めるとともに、避難路ともなる市道の状況把握のため道路性状調査を実施していく。	緊急輸送道路等舗装維持修繕事業(緊急自然災害防止対策事業)
76	5)国土保全 ○道路・橋梁の整備	交通量の多い幹線道路や小中学校周辺の通学路の危険箇所について、交通事故を防止するとともに災害時でも安全に通行できるよう歩行空間の整備、区画線や路面標示等、道路上の安全施設を整備する必要がある。	・通学路安全点検による対策箇所の他、地域からの要望箇所について対策を講じていく。また市内の道路の安全対策が一体的に整備されるよう、県や警察との連携を緊密にしていく	通学路歩行空間整備事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業)進捗率10%(R5) 交通事故防止安全対策事業(道路交通安全施設等整備事業費補助)
77	5)国土保全 ○道路・橋梁の整備	避難通路となる市道の道路照明灯について、水銀による環境汚染の防止と、消費電力量の削減を図るため、市内全ての道路照明灯の灯具をLED灯に切り替える必要がある。	・道路照明灯の全灯LED化を進める。	道路照明灯LED化事業費(緊急自然災害防止対策事業)
78	5)国土保全 ○無電柱化の推進	・市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。	・市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。	街路事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業) 緊急輸送道路における電柱による占用の禁止 無電柱化推進のための占用料の減免措置
79	5)国土保全 ○狭あい道路の整備促進	・幅員4m未満の狭あい道路について、災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じる恐れがあるため、狭あい道路の整備を促進し安全な市街地形成を図る必要がある。	・狭あい道路の整備を促進し、安全な市街地形成を図る。	狭あい道路整備等促進事業(国庫補助社会資本総合整備交付金事業)実施中
80	5)国土保全 ○海岸保全の強化	・平成27年3月三重県公表による津波浸水想定において、最大津波高7m、津波浸水面積4,085haが浸水することから、海岸保全施設、港湾施設の地震、津波、老朽化対策が急務であり、特に海岸背後地は、住宅地や工場等が密集した地域があることから、甚大な被害が危惧されるため、防潮堤等の補強による津波侵入防止整備を促進する必要がある。	・海岸保全施設等の整備を促進するよう県及び国に働きかける。	漁港海岸施設管理事業
81	5)国土保全 ○海岸保全の強化	・漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。	・地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。	水産物供給基盤機能保全事業(水産基盤ストックマネジメント事業)進捗率90%(R5) 漁港海岸施設管理事業



指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																										
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6
100%(R8)	林業振興課 土木課					●		●	●		●			●	●		●				●	●						●
継続（毎年度）		10																										
継続（毎年度）																												
継続（毎年度）																												
継続（毎年度）																												
継続（毎年度）	建設保全課 北部建設保全事 務所	9	●				●	●	●		●			●	●							●			●			
100%（R9）	土木課 建設保全課 北部建設保全事 務所		●	●																								
継続（毎年度）	西部建設保全事 務所	2																										
100%（R7）	建設保全課 北部建設保全事 務所		●	●																								
継続（随時）	西部建設保全事 務所	2																										
継続（随時）	土木課 建設総務課		●																									
継続（毎年度）	建設保全課 北部建設保全事 務所	1																										
継続（毎年度）	西部建設保全事 務所																											
継続（毎年度）	建築開発課	4						●	●							●							●					
継続（随時）	農水振興課 建設総務課	1		●																								
100%(R6)	農水振興課			●				●	●	●			●	●							●	●					●	
継続（随時）		9																										

施策分野ごとの脆弱性と推進方針				
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）
82	5)国土保全 ○海岸保全の強化	・津松阪港（松阪港区）については、大規模災害時における緊急物資の海上輸送拠点として機能するよう、国、県と連携し、必要な整備や適切な維持管理を行う必要がある。	・大規模災害時における緊急物資の海上輸送拠点として機能するよう国、県と連携し、津松阪港（松阪港区）の整備や適切な維持管理を行う。	津松阪港（松阪港区大口埠頭）港湾改修事業 進捗率 98%
83	5)国土保全 ○受援体制の整備	・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。	・緊急通行車両等の通路確保のため、重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を関係機関等と締結し、訓練等により連携の強化を図る必要がある。	防災協力事業者、維持修繕業者、工事委託業者との連携強化
84	5)国土保全 ○土砂災害の防止	・土砂災害警戒区域等における危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する必要がある。	・土砂災害警戒区域等における危険対象箇所において土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行っており、県市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する。	道路災害防除事業 急傾斜地崩壊対策事業 砂防事業
85	5)国土保全 ○土砂災害の防止	・機能の低下した森林、被災した森林等を改良し、機能の維持回復又は増加を目的とした事業を展開し、水源涵養機能、防災機能及び生活環境保全機能を併せ持つ森林の造成及び改良を実施する必要がある。	・人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林実施の執行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。	森林環境創造事業 流域防災機能強化対策事業（県交付金事業）
86	5)国土保全 ○河川等管理施設の強化	豪雨等による市街地等への浸水被害の防止や河川管理施設の保全のため、国及び県管理河川の河川整備計画に基づく河川改修事業や特定都市河川流域（中村川・赤川）による流域水害対策計画に基づく整備を国・県と連携し推進する必要がある。また、市管理河川においても、未改修河川の整備や護岸、ポンプ場、樋門、水門などの河川構造物の改修や機能保全を目的とした修繕や点検等、河川施設の維持管理を推進する必要がある。	国・県・市及び関係機関との連携を行い河川整備の推進や適切な施設管理に努め、浸水被害の軽減及び防止を図る。	国・県への要望活動 特定都市河川浸水被害対策推進事業（R6～） 総合雨水対策10か年戦略事業（市単独事業） 浸水対策事業（市単独事業） 準用河川九手川河川改修事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）進捗率 88% 準用河川基太川河川改修事業（R6～） 河川改良単独事業（市単独事業） 樋門・樋管管理事業
87	5)国土保全 ○公園の整備	災害時には一時避難場所としての機能を果たすことから、平常時から適切な維持管理を行う必要がある。また、遊戯施設など公園施設の改修においては、有事を想定した有効な避難スペースの確保に配慮するなど、防災効果の高い公園整備を行う必要がある。	災害時における一時避難場所としての機能を強化するため、照明灯のLED化や遊具等の適切な管理を推進し、その他についても長寿命化修繕計画に基づき、適切かつ効率的な整備を推進する。	公園施設長寿命化支援事業（国庫補助社会資本総合整備交付金事業）実施中 都市公園整備事業（市単独事業）実施中
88	5)国土保全 ○地籍調査の推進	災害発生時における早期の復旧・復興、社会資本整備・まちづくりの効率化のため地籍調査の実施を検討する必要がある。	・地籍調査の実施を検討する。	地籍調査事業

指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																												
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6		
100%(R6)	建設総務課	8						●	●	●					●		●												●	
継続（毎年度）	土木課 建設保全課 北部建設保全事務所 西部建設保全事務所	10						●	●	●	●				●		●												●	
継続（随時）	土木課 建設総務課	4				●	●												●										●	
継続（毎年度）	林業振興課	2				●																								
継続（毎年度）	土木課 建設保全課 北部建設保全事務所 西部建設保全事務所 建設総務課	2			●	●																								
100%(R7)																														
100%(R6)																														
継続（毎年度）																														
継続（毎年度）																														
継続（毎年度）																														
継続（毎年度）																														
継続（毎年度）	土木課 スポーツ課 清掃施設課	1		●																										
継続（随時）	建設保全課	2																										●		●

施策分野ごとの脆弱性と推進方針					
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）	
89	横1)リスクコミュニケーション	○地域防災力の向上	・地震、津波から自分の命を守るために、また被害を最小限にするため、市民に対し出前講座を通して、住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性、津波ハザードマップ等を活用した啓発を行い、HPや広報誌等へも掲載し、各家庭における防災・減災意識を高める、防災・減災対策を進める必要がある。	・各家庭における防災・減災対策を進めるため、市民に対し住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の防災啓発を行う。	出前講座の実施 実施中
90	横1)リスクコミュニケーション	○地域防災力の向上	・火災の被害軽減を図るため、自主防災組織と消防団との連携体制を整備する必要がある。	・火災の被害軽減を図るため、自主防災組織と消防団との合同訓練を実施する。	合同消防訓練の実施
91	横1)リスクコミュニケーション	○地域防災力の向上	・一級・二級河川が氾濫した場合等の洪水ハザードマップを作成し、HP 掲載、該当地域の全戸に配布しており、引き続き出前講座等を活用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。	・地域住民に対して、大雨によって一級・二級河川が氾濫した場合等の浸水想定区域図の周知を図り、市民の防災意識の向上に努める。	HP 掲載・出前講座の実施 実施中 内水ハザードマップの策定（国庫補助事業防災安全交付金事業）
92	横1)リスクコミュニケーション	○地域防災力の向上	・ため池が決壊した場合の被害の低減のため、ため池ハザードマップを作成し、HP に掲載しているが、他のハザードマップと併用しながら、市民の防災意識の向上に努める必要がある。	・地域住民に対して、ため池ハザードマップの周知を図るとともに、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める。	HP 掲載等市民への周知啓発
93	横1)リスクコミュニケーション	○地域防災力の向上	・市民が災害発生時において、避難を迅速にかつ安全に行えるよう、順次、地域独自の地区防災計画の策定を推進する必要がある。	・地域ごとの地区防災計画の策定を推進する。	地区防災計画策定支援（H30～）
94	横1)リスクコミュニケーション	○地域防災力の向上	・宿泊施設等に対して、施設への津波ハザードマップ・避難所マップの設置や避難すべき方向を示す避難誘導灯の周知等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組みを実施する必要がある。	・災害時における、観光客の安全確保に向けた取組みを実施する。	宿泊施設等に対して、津波ハザードマップ・避難所マップの設置や避難誘導灯の周知を実施。
95	横1)リスクコミュニケーション	○地域防災力の向上	・災害時において、応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材の確保・協力が重要であることから、地域における人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。	・地域における応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る。	出前講座の実施 実施中
96	横1)リスクコミュニケーション	○地域防災力の向上	・災害時の倒木等による停電の発生を抑制するため、電力会社・県・市民との協働により倒木等危険個所の把握と対策に努める必要がある。	・災害時の倒木等による停電の発生を抑制するため、電力会社・県・市民との協働により倒木等危険個所の把握と対策を推進する。	災害からライフラインを守る事前伐採事業（県交付金事業）
97	横1)リスクコミュニケーション	○火災予防体制の整備	・火災の発生・被害の軽減のため、市民に対し、啓発や消防訓練の実施により、防火意識の向上や初期消火能力の向上を図る必要がある。	・防火意識や初期消火能力の向上のため、市民に対し啓発や消防訓練を実施する。	火災予防対策事業 実施中
98	横1)リスクコミュニケーション	○備蓄の促進	・備蓄にあたっては、自助・共助・公助の観点から、市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での水、食料、生活必需品等の備蓄促進を、HP や広報掲載、出前講座等により啓発する必要がある。	・自助・共助・公助の観点から市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所での、水や食料、生活必需品等の備蓄促進を啓発する。	HP・広報掲載・出前講座の実施 実施中
99	横1)リスクコミュニケーション	○企業・事業所の防災力の向上	・民間事業者に対し、地震・津波に関する知識、防災意識向上のための出前講座や防災訓練等を行うとともに、事業所等での自主的防災体制の整備を促進する必要がある。	・事業者及び従業員に対し防災意識の向上のため、出前講座や防災訓練等を行い、事業者等での防災体制の重要性を啓発、構築する。	出前講座の実施 実施中
100	横1)リスクコミュニケーション	○企業・事業所の防災力の向上	・南海トラフ巨大地震の津波により30cm以上の浸水が想定される区域内で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規程により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規程の作成指導を引き続き行っていく必要がある。	南海トラフ巨大地震の津波により30cm以上の浸水が想定される区域内の防火管理者が必要な防火対象物に南海トラフ地震津波対策計画の津波対策で消防計画の作成指導をする。また、浸水区域内における一定の施設や事業者に対し、南海トラフ地震防災規定に基づき、規定の作成など指導していく。	消防計画の作成指導 実施中 出前講座の実施 実施中

指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																										
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6
継続（毎年度）	防災対策課	●	●																									
継続（毎年度）	消防団事務局		●																									
継続（毎年度） 継続（随時）	土木課 防災対策課 下水道建設課				●																							
継続（毎年度）	防災対策課 農村整備課				●	●																						
継続（毎年度）	防災対策課			●																								
実施（随時）	防災対策課 観光交流課			●																								
継続（毎年度）	防災対策課						●	●																				
継続（随時）	林業振興課					●		●											●	●	●							
継続（毎年度）	消防団事務局		●																									
継続（毎年度）	防災対策課								●	●																		
継続（毎年度）	防災対策課		●																									
継続（毎年度） 継続（毎年度）	消防団事務局 防災対策課			●																								

施策分野ごとの脆弱性と推進方針					
	施策分野		脆弱性	推進方針	指標（現状値）
101	横2)耐震化・老朽化対策	○市有施設等の整備	・公共施設等総合管理計画に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。	・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適切な維持保全活動に努める。	施設管理者による日常的・定期的な点検の実施
102	横2)耐震化・老朽化対策	○市有施設等の整備	・公営住宅については、松阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。	・松阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存ストックの長寿命化（または解体）を図る。	公営住宅等ストック総合改善事業（国庫 社会資本整備総合交付金）実施中 住宅地区改良事業等（改良住宅ストック総合改善事業）（国庫 社会資本整備総合交付金）実施中 公営住宅等整備事業（国庫 社会資本整備総合交付金）実施中 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）（国庫 社会資本整備総合交付金）
103	横2)耐震化対策	○市有施設等の整備	・小中学校施設については、松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。	・松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく。	小中学校施設整備事業 学校施設環境改善交付金事業
104	横2)耐震化・老朽化対策	○市有施設等の整備	・子ども支援研究センターは、災害時には松阪市地域防災計画により指定避難所として位置付けられているが、施設全体の老朽化が見られるため、施設利用者への影響度や、老朽箇所の状況等を考慮しながら適切な維持保全を実施する必要がある。	・子ども支援研究センターの施設整備・維持保全をしていく。	子ども支援研究センターの施設整備 実施中
105	横2)耐震化・老朽化対策	○市有施設等の整備	・スポーツ施設については、スポーツ施設長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。	・スポーツ施設長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していく必要がある。	スポーツ施設長寿命化計画策定事業 策定中（R5～R6） 体育施設整備事業 阪内川スポーツ公園施設整備事業体育施設整備事業 中部台運動公園施設整備事業
106	横2)耐震化・老朽化対策	○市有施設等の整備	・文化財は、長年の経年劣化が進むものや、脆弱なもの、耐震化が必要なものが数多く存在する。文化財の状態に応じた保存修理や記録、耐震整備等の防災対策を行い、文化財の喪失リスクの軽減や安全性の向上を図る必要がある。	・文化財の記録、保存・防災整備を推進する。	保存修理・防災整備や諸計画の策定を検討・実施 ○国宝・重要文化財建造物の保存修理 ・【重要文化財】旧長谷川家住宅（R4年度～） ○国宝・重要文化財建造物の耐震診断 ・【重要文化財】旧長谷川家住宅（R4年度～） ○史跡等の保存整備の推進 ・【史跡】松坂城跡（H26年度～） ○遺跡出土品の保存修理 ・【重要文化財】宝塚一号墳出土品関係資料（R7年度～）

指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																										
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6
実施（随時）	財務課		●	●									●															
		3																										
継続（毎年度）	住宅課		●	●																								
継続（毎年度）																												
継続（毎年度）																												
実施（随時）																												
継続（毎年度）	教育総務課		●	●									●															
実施（随時）																												
継続（毎年度）	子ども支援研究センター		●	●																								
100%(R6)	スポーツ課		●	●									●															
継続（毎年度）																												
継続（毎年度）																												
継続（毎年度）																												
継続（毎年度）	文化課																											●
継続（毎年度）																												
完了（R6）																												
継続（毎年度）																												
実施（R7～）																												

施策分野ごとの脆弱性と推進方針				
	施策分野	脆弱性	推進方針	指標（現状値）
107	横2)耐震化・老朽化対策	○市有施設等の整備	・文化財の収蔵・展示施設における耐震設備・水害対策等を強化する必要がある。	・収蔵・展示における防災対策を推進する。 博物館施設等の改修の検討・実施
108	横2)耐震化・老朽化対策	○市有施設等の整備	・第一隣保館、第二隣保館、中原文化センターは地域の防災拠点、災害時の避難場所に指定されている。3館とも、耐震基準を満たしているが、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。	・隣保館の整備・維持保全をしていく。 隣保館施設整備事業（地方改善施設整備費補助金）実施中
109	横2)耐震化・老朽化対策	○市有施設等の整備	・地域の防災拠点や災害時の避難場所に指定されている、学校、保育園、社会教育施設、福祉施設等の市有施設は耐震基準を満たしており、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。	・保育施設等の整備・維持保全をしていく。 保育施設等の整備 実施中 ・児童福祉施設等整備事業 ・就学前教育・保育施設整備交付金 私立保育園施設整備事業（R6）
110	横2)耐震化・老朽化対策	○市有施設等の整備	・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な更新にあわせて耐震化を推進する必要がある。	・飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の更新にあわせて耐震化を推進する。 水道施設等耐震化事業基幹管路耐震適合率 38.5%（R4） 嬉野統合ポンプ場整備工事 10%（R4） 浄水施設耐震化率 96.6%（R5）
111	横2)耐震化・老朽化対策	○市有施設等の整備	・災害対策本部となる市庁舎は平成23年度に耐震工事済であるが、老朽化が進んでおり、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。	・定期的に点検を行うとともに、計画的に適切な維持保全を実施する。 本庁舎本館外壁他改修工事（R4）
112	横2)耐震化・老朽化対策	○住宅・建築物の耐震化	・住宅の耐震化について、木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修工事の補助や、非木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助を行っているものの、住宅の耐震化率が81.2%（H26年度末）に留まっていることから、さらなる耐震化率の向上をめざす必要がある。	・地域住民に対して、耐震診断や改修の必要性及びそれらに対する支援制度の周知を行う。 住宅の耐震化率85.1%（R2末） 一般木造住宅耐震診断事業費、一般木造住宅耐震補強等事業費補助金（国庫 社会資本整備総合交付金、県補助 三重県木造住宅耐震補強等事業費補助金） 実施中
113	横2)耐震化・老朽化対策	○住宅・建築物の耐震化	・大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等が困難となる恐れがあるため、緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要がある。	・緊急輸送道路沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。 全閉塞避難路沿道建築物耐震化 3件中0件（R4） 避難路沿道建築物耐震事業（国庫 建築物耐震対策緊急促進事業、県補助 避難路沿道建築物耐震対策支援事業）
114	横2)耐震化・老朽化対策	○住宅・建築物の耐震化	・地震の際、家具等の転倒により、負傷等による被害や逃げ遅れによる被害の拡大が懸念されることから、家具の安全対策の取組みを促進する必要がある。	・家具転倒防止金具を設置しようとする高齢者や障がい者等に対し、家具固定を行う。 高齢者世帯家具等転倒防止支援事業 実施中
115	横2)耐震化・老朽化対策	○住宅・建築物の耐震化	・社会福祉施設等の利用者等の安心・安全の確保のため、老朽化及び耐震化等に資する取り組みを行っていく必要がある。	・社会福祉施設等の老朽化に伴う改修や耐震化整備、ブロック塀の改修、非常用自家発電設備の整備を支援する。 地域介護・福祉空間整備費補助金（国庫補助地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）



指標（目標値）	関連部署	対応するリスクシナリオ																										
		1-1 26	1-2 28	1-3 23	1-4 13	1-5 6	2-1 15	2-2 21	2-3 25	2-4 20	2-5 7	2-6 9	3-1 12	4-1 12	4-2 1	4-3 16	4-4 6	4-5 7	5-1 9	5-2 2	5-3 10	5-4 7	5-5 11	6-1 1	6-2 9	6-3 2	6-4 13	6-5 6
実施（随時）	文化課	1																										●
継続（毎年度）	地域福祉課	3	●	●								●																
継続（毎年度）	こども未来課	2	●	●																								
42% (R9) 100% (R8) 100% (R20)	上水道建設課 水源管理課	5						●	●		●					●					●							
継続（随時）	財務課	3		●				●	●																			
89% (R7) 継続（毎年度）	防災対策課 建築開発課	1	●																									
3件中2件 (R7) 実施（毎年度）	建築開発課 防災対策課	8	●					●	●	●			●		●						●		●					
実施（毎年度）	防災対策課	1	●																									
実施（随時）	介護保険課 高齢者支援課	1	●																									

## 松阪市国土強靱化地域計画

発行日：令和 6 年 3 月

発 行：松阪市 企画振興部経営企画課・防災対策課・建設部建設総務課  
〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340-1

電話：0598-53-4319 FAX：0598-22-1317

※本計画は UD フォントを使用しています。